

平成 25 年 10 月 8 日

「くまどりんカード」ご利用規約

株式会社イヤホンガイド

**第 1 条 【目的】**

本約款は株式会社イヤホンガイド（以下「当社」といいます）が発行販売する以下に定義する『くまどりんカード』に関して規定するものです。利用者が「くまどりんカード」を使用する場合には本約款が適用されます。

**第 2 条 【定義】**

くまどりんカードを利用するには、本規約に同意の上、所定の申し込みを行い、申し込みを受け付けた当社が当該申し込みを承諾して利用登録を行っていただく必要があります。ご利用は個人に限ります。なお、本規約の全部または一部を同意いただけない場合は、利用登録できません。本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

① カード カード名「くまどりんカード」

当社発行のプリペイドカードで、ご利用可能台数を電子的データに代え、繰り返しご利用可能台数を追加購入することができる。あらかじめ購入したご利用可能台数をもって、イヤホンガイド実施各公演においてイヤホンガイドまたはその他のサービスの提供を受けることができる機能を有するもの。(以下「カード」といいます)

② カード番号

カードに記載される番号であって、当該カードによる取引を特定するために割り当てられる 12 桁の英数字

③ 利用者

カードを正当に保有する方であって、当社の定める方法でカードを使用する方

④ サービス等

利用者がイヤホンガイド等専用受信機で利用できるレンタルサービスおよび権利等

⑤ カード処理端末

レンタルのご利用および代金の支払いについて利用者がカードを使用するために必要となる機器であって、各劇場イヤホンガイド売場に設置される端末機器

**第 3 条 【申し込み資格】**

申込書にお名前、住所、連絡先電話番号、その他所定の事項をご記入いただいた方。

**第 4 条 【利用可能な公演】**

取扱いができる公演の有無は、当社ホームページにてご覧いただくことができます。

**第 5 条 【カードの購入及びチャージ】**

① カードの購入およびご利用可能台数のチャージは、現金で行うものとします。

カードへのチャージは、15 台分 9,000 円・10 台分 6,000 円と指定された金額での入金を行うものとします。

- ② カードの蓄積限度台数はありません。
- ③ カードの購入および入金は、各劇場イヤホンガイドカウンターにて所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、その他安全管理上やむを得ない事由により、カードの購入および入金ができない場合があります。

#### 第6条 【カードの取扱い】

- ① 利用者は、違法、不正または公序良俗に反する目的でカードを使用することはできません。
- ② 利用者は、カードの破壊、分解または解析等を行ってはならないものとし、理由のいかんにかかわらずカードの複製を試みたり、そのような行為に加担および協力してはなりません。
- ③ 利用者は、当社が許可した場合を除き、第三者への転売又は譲渡を禁じます

#### 第7条 【カードの使用】

- ① 利用者は、カードを購入し、またはサービスの提供を受ける際に、カードのご利用可能台数の範囲内で利用することができます。ただし、公演の各部最大使用可能台数は3台までとなります。
- ② 利用者から提示されたカードのご利用可能台数のご利用台数に満たない場合は、第5条①の台数をカードにチャージしていただかないとご利用いただけません。
- ③ 利用者は個人とします。使用できるカード枚数は、1枚までとします。  
ただし利用者がカードを複数枚お持ちの場合、各カードのご利用可能台数を1枚のカードに統合することができます。
- ④ 利用者は、システムの不具合等によりカードを使用できない場合があり得ることをあらかじめ承諾します。

#### 第8条 【カードのご利用可能台数照会・利用履歴照会】

- ① カードのご利用可能台数は、当社ホームページよりWEB会員への登録をすることで確認することができます。店頭にて利用可能台数を確認される場合には、ご利用可能台数を確認したいカードを店頭までお持ちいただくものとします。※平成26年度より受付開始予定
- ② 当社ホームページにてご利用可能台数を確認される場合は、カード裏面に記載された12桁のカード番号が必要です。
- ③ カードの利用履歴は、当社ホームページで確認することができます。ただし、システムの都合上、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。
- ④ 有効期限を過ぎたカードのご利用可能台数は確認できないものとします。

#### 第9条 【カード使用後の取り扱い】

- ① 利用者は、カードの使用後、カード使用の原因となる取引の無効が判明し、または当該取引の取消し、解除が行われた場合であっても、当該カードの使用により差し引かれたご利用可能台数を当該カードのご利用可能台数に戻すことができないことをあらかじめ承諾するものとします。

## 第10条 【カードの使用中止等】

当社が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくカードの使用を全面的または部分的に中止することがあります。

- ① カード（利用者の保有か否かを問わない）が偽造、変造もしくは不正作出されたとき、またはその疑いのあるとき
- ② カード（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき、またはその疑いのあるとき
- ③ 破損、電磁的影響その他の事由によりカードが破壊され、もしくはカードの磁気情報、バーコードが消失したとき、またはカードに関するシステムの障害その他の事由によりカード処理端末等が使用不能となったとき
- ④ カードに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由により、カードに関するシステムの全部または一部を休止するとき
- ⑤ 利用者によるカードの使用が本約款に違反し、または違反するおそれのあるとき
- ⑥ その他やむを得ない事由が生じたとき

前項のカードの全部または一部の使用中止により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

利用者は、カードが偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社の指定する方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。

## 第11条 【カードの紛失、盗難等】

カードの紛失、盗難その他の事由（偽造、変造、不正作出等）により未使用のご利用可能台数が紛失し、または第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

## 第12条 【カードの再発行】

- ① カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合であっても、返金または再発行はいたしません。
- ② カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、ご利用可能台数を移行させた新しいカードを発行することができるものとします。その際、当社は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては返金対応はいたしません。

## 第13条 【換金の原則禁止】

カードのご利用可能台数の換金はできません。ただし、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的にカードを保有する方は当社に対してカードのご利用可能台数相当額の返金その他の代替措置を求めることができるものとし、当社は所定の方法によりご利用可能台数を確認したうえで、ご利用可能台数相当額を返金又はその他の代替措置を執るものとします。その際、カードは当社に引き渡すものとします。

#### 第14条 【個人情報等の収集および利用】

- ① 当社が取得しました個人情報については、下記のとおり利用させていただきます。
  - ・イヤホンガイドのレンタル及び管理、特に受信器未返却時の連絡のため。
  - ・当社において取扱う商品・サービスなど、あるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせするため。
  - ・商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施し、集計・分析し統計データを作成するため。
- ② 当社は取得しました個人情報については、必要なセキュリティ対策を講じ、第三者に提供・委託することがあります。
- ③ 利用者の個人情報について開示を求める場合には、所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、ご提出いただく必要がございます。なお、開示の求めに関する受付方法の詳細につきましては、個人情報対応係 TEL03-3546-0265 までお問い合わせ下さい。

#### 第15条 【カードの有効期限】

カードの有効期限は、最終ご利用日から2年となります。この場合において、「ご利用」とは、カードの購入、カードへのご利用可能台数のチャージ、サービス等の利用、ご利用可能台数照会のいずれかの行為を行うことを言います。有効期限後はご利用可能台数の有無にかかわらずそのカードは無効となり、ご利用可能台数相当金額の返金はしないものとします。カードの有効期限を過ぎた場合、当社は、当社の都合により本カードを無効とすることができます。

#### 第16条 【利用資格の取り消し】

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者のカードの利用資格を取り消すことができます。

この場合、当社は、事前の通知催告を要せず当該利用者に対しカードの使用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ① 本約款に違反した場合
- ② カードの使用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害した場合
- ③ カードが犯罪に使用されている、または使用された疑いがあると当社が判断した場合
- ④ その他利用者のカードの使用状況等から、カードの利用者として不適格と当社が判断した場合

#### 第17条 【カードの取扱い終了等】

- ① 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、または当社の都合等その他の事由により、カードの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は、利用者に対してホームページへの掲載、その他当社所定の方法で事前に告知するものとします。
- ② 利用者は、前項の告知を受けたときは速やかに、未使用のご利用可能台数について第13条但し書きによる返金等の手続を行うものとします。  
なお、当社は同条の手続を行うにあたり、当社所定の手続期間を設けるとともに、その期間経過後は、返金等の対応はいたしません。

#### 第 18 条 【サービス等の利用について】

- ① カードは、第 2 条の利用登録を行いカードにご署名いただいたご本人のみにそのご利用を認めるもので、カードを第三者に貸与又は譲渡して利用することはできません。ご親族等であっても共用することはできません。
- ② イヤホンガイドご利用にあたり、保証金は不要ですが、器械を紛失破損の場合は実費補償金として 1 台につき 5,000 円を申し受けます。

#### 第 19 条 【約款の変更】

当社は、当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。

本約款を変更する場合、当社のホームページにおいて変更後の約款を当社所定の期間掲示するものとし、所定の期間が終了した日の翌日以降の取引においては、変更後の約款が適用されるものとします。

#### 第 20 条 【合意管轄裁判所】

利用者は、本約款に基づく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所とすることにあらかじめ同意します。

#### 附則

本約款は、平成 25 年 10 月 1 日から適用します。